

甲賀市児童クラブ条例の一部を改正する条例案要綱

1 改正の理由

水口児童クラブの新築移転及び小原つばさ児童クラブの小学校施設移転に伴い、所在地（位置）を改めるため、甲賀市児童クラブ条例の一部を改正しようとするものです。

2 改正の概要

(1) 水口児童クラブ及び小原つばさ児童クラブの位置を改めることとします。

【別表第1関係】

(2) この条例は、小原つばさ児童クラブの改正規定については令和6年1月15日から、水口児童クラブの改正規定については令和6年3月25日から施行します。

【付則関係】

3 その他

(1) 水口児童クラブ施設については、水口小学校グラウンドに隣接した旧水口東保育園の跡地に専用施設を新築、小原つばさ児童クラブ施設については、小原小学校施設の一部を改修し、専有施設とするものです。

(2) 新施設の利用定員規模

・水口児童クラブ 160人（令和5年4月現在利用児童 113人）

指定管理者：特定非営利活動法人わくわくキッズ

理事長 宮治 一幸

・小原つばさ児童クラブ 40人（令和5年4月現在利用児童 10人）

指定管理者：企業組合労協センター事業団

理事長 田嶋 羊子

(3) 供用開始時期について、水口児童クラブについては指定管理者と調整し、春休みから、小原つばさ児童クラブについては指定管理者及び小学校と調整し、第3学期に入ってからとします。